

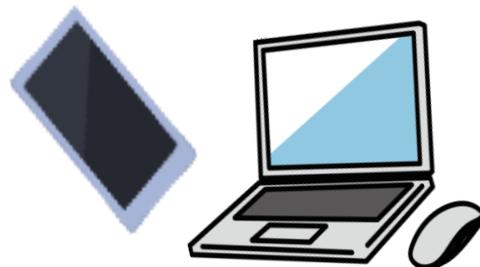
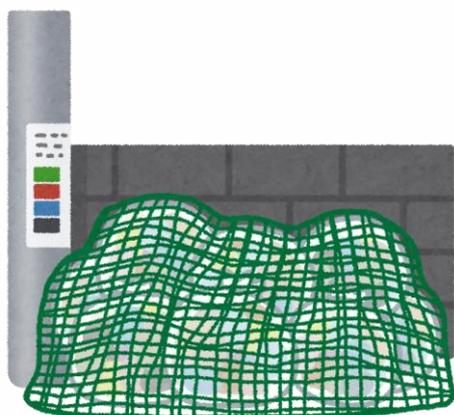


# 令和6年度 町内会活動 Q&A・活動事例集

春日井市区長町内会長連合会



©Kasugai City 2008  
書のまち春日井「道風くん」



# 目 次

＜町内会活動Q&A集＞ P1～15

＜町内会活動事例集＞ P16～26

## 1 区・町内会・自治会について

- Q 1 町内会にはどんな役割がありますか？…………… 1
- Q 2 町内会の区域は何を基準に決められているのですか？…………… 1
- Q 3 町内会を設立・合併するときや、町内会名・区域を変更するときは、  
どうすればいいですか？…………… 1
- Q 4 認可地縁団体って何ですか？…………… 1
- Q 5 区長町内会長連合会ってどのような組織ですか？…………… 1

## 2 町内会への加入について

- Q 6 未加入者へどのように働きかければいいですか？…………… 2
- Q 7 未加入者に町内会加入のメリットを、  
どのように説明すれば良いですか？…………… 2
- Q 8 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、  
どのような方法で行うといいですか？…………… 3
- Q 9 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？…………… 4
- Q 10 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければいいですか？…………… 4
- Q 11 不動産業者等が、「協議事項報告書」の記名の依頼に  
来たのですが、これはどういったものですか？…………… 4

## 3 町内会長について

- Q 12 町内会長の役割は何ですか？…………… 5
- Q 13 年度途中で町内会長を交代しましたが、  
どこに連絡をすればいいですか？…………… 5
- Q 14 町内会長の個人情報の取扱いはどのようになっていますか？…………… 5
- Q 15 町内会長を引き受ける人がいないのですがどうすればいいですか？…………… 5

## 4 町内会活動について

- Q 16 町内会員の名簿や連絡網を作成しても、問題ありませんか？…………… 6
- Q 17 町内会に規約がありませんが、規約は必要ですか？…………… 6

- Q18 事業計画書・報告書や収支予算書・決算書は  
作成したほうがいいですか？…………… 6
- Q19 町内会費の中に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？…………… 6
- Q20 役員の任期が1年と短く活動の継続が難しいのですが、  
良い方法がありますか？…………… 7
- Q21 他の町内会の活動を知りたいのですが、どうすればいいですか？…………… 7
- Q22 複数の町内会が合同で何か行事をすることはありますか？…………… 7
- Q23 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法がありますか？… 7
- Q24 若い世代に活動に参加してもらいたいのですが、  
良い方法がありますか？…………… 7
- Q25 若い世代から高齢者までの多世代が参加できるイベントを  
行いたいのですが、良い方法がありますか？…………… 8
- Q26 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれる  
のではないですか？…………… 8
- Q27 町内に放置された空き家があるのですが、どうしたらいいですか？…………… 8

## **5 町内会に対する補助や支援等について**

- Q28 町内会に対する助成金がありますか？…………… 9
- Q29 町内会の集会所を修繕したいのですが、市の補助はありますか？…………… 9
- Q30 町内会で防犯灯を設置したいのですが、市の補助はありますか？…………… 9
- Q31 町内会活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、  
どこに相談してよいのかわかりません。…………… 9
- Q32 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所がありますか？…………… 10
- Q33 町内会活動で使う備品などを市から貸してもらえる制度は  
ありますか？…………… 10
- Q34 町内会活動中にケガをしたり、他人の物を壊してしまったときの  
保険はありますか？…………… 10
- Q35 町内会のイベントに協力してくれる団体やボランティアを  
紹介してもらえませんか？…………… 11
- Q36 町内に住んでいる外国人に行事のチラシなどを配付するため、  
外国語に翻訳する方法はありますか？…………… 11

- Q37 町内会活動の中で、法的な困りごとが発生した時、  
 弁護士に相談する機会がありますか？……………11
- Q38 町内会行事へ講師を派遣してもらう制度がありますか？……………12
- Q39 ごみステーションのごみ散乱防止の対策について、  
 町内会に対する市の補助がありますか？……………13
- Q40 町内にある空き家を集会所として活用したいのですが、  
 市の補助がありますか？……………13

## **6 自主防災組織及び安全情報について**

- Q41 地域の自主防災組織とは何ですか？……………14
- Q42 自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか？……………14
- Q43 自主防災組織を設立した場合の防災資器材は  
 どうすればいいですか？……………14
- Q44 安全に関する情報提供はどうすれば受けられますか？……………15
- Q45 音声架電システムとは何ですか？……………15
- Q46 音声架電システムによる電話連絡を受けるには  
 どうしたらよいですか？……………15
- Q47 音声架電システムによる電話連絡を受けたらどうしたらよいですか？…15

## 1 区・町内会・自治会（以下「町内会」と言います。）について

### Q 1 町内会にはどんな役割がありますか？

町内会は、「地域を住み良いまちにすること」を目的として、同じ地域に住む人たちが相互の信頼と協力により、自主的に組織する任意の団体です。個人では対応できない地域の課題に取り組む共助組織として重要な役割を担っています。さまざまな活動を通して地域の連帯感を深めたり、生活環境を整えたりするほか、市との連絡調整役にもなります。

### Q 2 町内会の区域は何を基準に決められているのですか？

特に明確な基準はなく、地域の実情に合わせて決められています。町・丁目や古くからの地域、歴史的な旧字のまとまりで組織されていることが多く、区域の広さ、加入世帯数もさまざまです。

### Q 3 町内会を設立・合併するときや、町内会名・区域を変更するときは、どうすればいいですか？

まずは、市民生活課にご連絡ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

### Q 4 認可地縁団体って何ですか？

通常の町内会などには法人格が認められていないため、集会所などの不動産の登記を団体名義にすることができません。一定の手続きをして認可地縁団体になれば法人格を取得できるので、団体名義で不動産等の登記ができるようになります。詳しくは市民生活課までお問い合わせください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

### Q 5 区長町内会長連合会ってどのような組織ですか？

区長町内会長連合会は、町内会の普及、および市民生活の向上を目的として、市内8ブロック（鷹来、篠木、勝川、西部、鳥居松、高蔵寺、坂下、ニュータウン）から選出された28名の理事により構成され、行政と地域との連携を担っています。また、各種イベントでの町内会PRブースの運営なども行っています。

## 2 町内会への加入について

### Q6 未加入者へどのように働きかければいいですか？

町内会のことをよく知らないため入らないということが考えられます。加入の方法や活動内容などがわからないのかもしれませんが、未加入世帯への訪問や加入呼びかけチラシの配布などで、町内会との接点を作ることが有効ではないでしょうか。また、町内会の活動や会計内容を明らかにして、地域住民に町内会との関わりを認識してもらうことが必要と考えます。

### Q7 未加入者に町内会加入のメリットを、どのように説明すれば良いですか？

町内会は、地域住民が協力して運営することが望ましいことから、町内会の様々な活動が生活に密接に関わっていることを知ってもらう必要があると考えます。その地域に住めば、誰もが何かしら町内会と関わりをもち、その活動の恩恵を受けることとなります。その上で、町内会に加入することで次のようなメリットが考えられます。

- 活動に参加することで、顔見知りが増える。
- 隣近所との交流を通じ、信頼関係を築くことができる。
- 地域の困りごとを、地域で相談できる。
- 災害を始め、いざという時の助け合いができる。
- 「広報春日井」などの行政情報のほか、地域の情報紙やチラシなどが配布されるので、各種の生活情報や身近なイベント情報が入手できる。
- 役員を引き受けることで、地域のことや地域の人のがよくわかる。
- 町内会活動は最も身近なボランティア活動であり、地域貢献の喜びを感じられる。
- 道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活の環境整備の課題を挙げ、地域で検討し、総意として市に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつながっていきける。

(密接に関わる活動例)

- 住民の安全・安心につながる防犯灯の設置や防犯パトロール
- 地域の環境美化につながるごみステーションの管理や地域清掃
- 住みよいまちづくりにつながる住民同士の絆づくりや話し合い
- 地域交流につながる盆踊りなどのイベントの開催

**Q8 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、どのような方法で行うといいですか？**

加入の呼びかけ方法は地域の実情に応じて柔軟に行う必要がありますが、ここでは、一般的な加入促進活動の手順や方法をご紹介します。

①未加入世帯の調査

- ・住宅地図などを参考に未加入世帯を確認します。
- ・アパート、マンション等はオーナーや管理会社に働きかけ、協力を得ます。

②役員の共通認識、町内会の役割の再確認

- ・加入促進活動を行う目的を役員の中で確認しておきます。
- ・町内会が地域に果たしている役割を再確認しておきます。

③呼びかけの際の説明資料を用意

- ・加入を呼びかける文書を作成します。
- ・町内会の総会資料を用意します。  
(会則、事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書等)

④加入の呼びかけを行う時期

- ・新規転入者は居住開始後すぐに訪問するのが効果的です。
- ・既居住者にはイベント等の開催に合わせて訪問し、まずは活動に参加してもらうことが大切です。

⑤訪問する人数

- ・役員1人での訪問は避け、できるだけ2人での訪問がよいでしょう。

⑥携行品

- ・あいさつ状、勧誘チラシ、加入申込書、総会資料、イベントの案内等を持っていくとよいでしょう。

⑦その他

- ・初めて訪問する際は資料を渡し、簡単な説明とするのがよいでしょう。
- ・1週間程度空けて再度訪問しましょう。
- ・加入を強制するような呼びかけはせず、丁寧な対応を心がけましょう。
- ・対面での訪問に抵抗がある方もいると思われるのでインターフォン越しやポスト投函等、状況に応じて呼びかけ方法を決めておきましょう。

### Q9 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？

市民生活課窓口の他、市のホームページに加入呼びかけのチラシの見本や文書のテンプレートがあります。町内会をPRできるよう、町内会費や年間スケジュール、活動内容を盛り込んだチラシの作成ができますので、ご利用ください。

また、加入の呼びかけに使うためのポスターの配付や総会資料の無料印刷も行っています。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 加入呼びかけチラシ、加入促進活動に使用する総会資料の無料印刷について」のページをご覧ください。

問い合わせ／市民生活課 (☎85-6617)

### Q10 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければいいですか？

#### ○役員が負担と感じている場合

高齢により役員を遂行することが難しい場合、役員を免除することや活動内容の見直しを検討してはどうでしょうか。

#### ○高齢化や経済的な事情で参加が困難な場合

こうした状況の人にこそ地域の援助が必要ではないでしょうか。地域でのつながりは、生活のセーフティネットとして機能します。町内会が日常的に住民の状態を把握しておくことで地域包括支援センターなどと連携しながら、必要に応じてサポートすることもできます。

### Q11 不動産業者等が、「協議事項報告書」の記名の依頼に来たのですが、これはどういったものですか？

春日井市では、「開発行為等に関する指導要綱」を定め、一定以上の規模の住宅地の開発が行われる際には、入居者の町内会等への加入について、町内会等と協議をしていただくこととしています（指導要綱第32条）。これにより、建築の計画段階での町内会への加入促進を図ることができると思います。

問い合わせ／市民生活課 (☎85-6617)

### 3 町内会長について

#### Q12 町内会長の役割は何ですか？

町内会長の役割は団体を代表し、統括することです。しかし、現実には町内会長一人で団体を運営していくことはできませんので、役員同士が協力し地域住民と一緒に住みよいまちづくりを進めていきましょう。

#### Q13 年度途中で町内会長を交代しましたが、どこに連絡をすればいいですか？

市民生活課まで連絡してください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

#### Q14 町内会長の個人情報の取扱いはどのようになっていますか？

市ではご報告いただきました町内会長の個人情報は、主に次の業務に必要な最小限の範囲で利用させていただき、適正に管理しています。

○市（関係各課）から町内会への各種連絡、補助金等の交付や委託契約に関する事務

○市外郭団体、教育委員会、消防、警察、社会福祉協議会、国、県等の市の関連機関から町内会への各種連絡

また、年度当初にご提出いただいた区・町内会・自治会調査書の回答に即して、市及び関連機関以外（企業・個人等の第三者）への情報提供を行います。連絡不要を選択された場合、業者等から直接お問い合わせがありますのでご承知置きください。個人情報の提供方法の変更を希望する場合は、市民生活課まで連絡してください。

#### Q15 町内会長を引き受ける人がいないのですがどうすればいいですか？

町内会長の選任方法や任期は各団体で異なりますが、引き受ける人がいないのは町内会長の責任や負担が大きいため、引き受けるのは難しいと感じているのかもしれませんが。町内会長の仕事内容を見直し、副会長等の役員の人数を増やす、前会長や前役員が必要に応じてサポートできる体制を整えるなど、町内会長の負担を少なくしているところもあります。

#### 4 町内会活動について

##### Q16 町内会員の名簿や連絡網を作成しても、問題ありませんか？

個人情報を収集する際に、その使用目的を明示した上で本人の同意を得れば、名簿や連絡網の作成は問題ありません。ただし、町内会であっても個人情報保護法の対象となるため、個人情報の取扱いについては適切な管理が必要です。詳細については、「区・町内会・自治会のしおり」の「区・町内会・自治会のあり方 個人情報の保護」のページをご覧ください。

##### Q17 町内会に規約がありませんが、規約は必要ですか？

基本的なルールがあると活動しやすいことから、多くの町内会では、そのルールを規約や会則などの形に定めて運営されています。しかし、町内会は慣習的な面を持っており、中には明文化されていない団体もあります。それもひとつのあり方ですが、規約として明文化することで、町内会の運営などを会員内で共有できる点から、規約はあった方が好ましいといえます。規約の見本を「区・町内会・自治会のしおり」や、市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

##### Q18 事業計画書・報告書や収支予算書・決算書は作成したほうがいいですか？

事業計画書等を作成し、会員で共有することにより、町内会活動の見える化が進んでいくと考えられます。また、見える化を進めることで、新たに引っ越してきた方へ説明しやすくなります。

また、次の役員への説明や引き継ぎの資料としても説明できます。

##### Q19 町内会費の中に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？

募金等については、その金額も含め個人の任意によるものになりますので、強制的な徴収とにならないよう注意する必要があります。

集金の負担を減らすために、例えば、募金を希望する方は町内会費+募金、希望しない方は町内会費のみ、という集め方にしたり、集金の日時を限定したり、募金は持参してもらう形に変更することなども考えてみてはいかがでしょうか。

**Q20 役員の任期が1年と短く活動の継続が難しいのですが、良い方法はありませんか？**

例えば、会長の任期を2年とし、役員改選の際は会長が相談役に、副会長が会長に、その他の役員が副会長に就任する規定として、役員の総入れ替えを防いでいる町内会もあります。また、盆踊り大会や大きなイベントは別組織の実行委員会を立ち上げ、担当委員の任期を複数年にするなどして、経験者を組織に残すなどの工夫もあります。

**Q21 他の町内会の活動を知りたいのですが、どうすればいいですか？**

市内の町内会の活動を事例集としてまとめており、今年度は16ページ以降に掲載しています。また、他市の町内会の活動も紹介しております。過去の事例は市のホームページで公開しておりますので、参考にしてください。

**Q22 複数の町内会が合同で何か行事をすることはありますか？**

小学校区単位などで行なう大きな行事は、複数の町内会が合同で行う場合があります。また、複数の町内会を束ねる区が行っているところもあります。

**Q23 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法はありませんか？**

役員以外にも地域の活動に関心のある方はいらっしゃいます。気軽に参加できる仕組みを考えてみてはいかがでしょうか。共働きなど、家庭や仕事が忙しい方も増えていますので、参加することが負担とならないよう、例えば、「都合がつくときに、興味のある地域のイベントづくりに参加しませんか？」というように呼びかけるのも一つではないでしょうか。

**Q24 若い世代に活動に参加してもらいたいののですが、良い方法はありませんか？**

価値観や生活スタイルの多様化などにより、地域活動への関心が低くなっていることもありますが、「町内会の活動内容を知らない」ということも考えられます。町内会の活動内容や重要性など、情報発信に取り組まれてはどうでしょうか。

また、運営面では子育てや仕事をもつ世代のことも意識し、会議を開催する曜日や時間帯、方法（オンライン会議等）などを見直すことも必要かもしれません。

**Q25 若い世代から高齢者までの多世代が参加できるイベントを行いたいのですが、良い方法はありますか？**

「町内会・子ども会・老人会の共催でイベントを実施することで、多世代での交流を図ることができた」との声も寄せられています。

子どもや高齢者の方でも楽しく参加できる、簡単なスポーツイベントを計画し、それぞれの団体が協力することで、子育て世代から高齢者までの参加者が集まった事例もあります。これまでの慣習にとらわれず、事業の見直しをすることも考えてみてはいかがでしょうか。

**Q26 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないですか？**

住民ニーズの多様化や、地域社会の環境変化により、市だけで地域の問題に対応することは難しくなってきました。そこで、町内会と行政の役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると思います。

**Q27 町内に放置された空き家があるのですが、どうしたらいいですか？**

所有者の連絡先がわからない空き家が町内にあり、雑草が繁茂するなどお困りの場合は住宅政策課へご相談ください。

空き家の管理責任は所有者にあります。地域で定期的に見回り等を行うことで空き家を把握し、防犯・防災性の低下や周辺環境の悪化などの影響を最小限に食い止めましょう。また、長期間の不在や転居などの場合は、隣近所又は会長等にその旨を伝えたり、脱会届に連絡先を記入したりする仕組みを作るなどして、空き家の所有者の連絡先等の把握にも努めましょう。

問い合わせ／住宅政策課 (☎85-6572)

## 5 町内会に対する補助や支援等について

### Q28 町内会に対する助成金がありますか？

市では、町内会が自主的、主体的に行う活動を支援するため加入1世帯あたり600円の助成を行っています。この助成金は、地域でのさまざまな活動や地域の課題解決のため、町内会の総意をもって活用いただくものです。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 区町内会助成金」のページをご覧ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

### Q29 町内会の集会所を修繕したいのですが、市の補助はありますか？

市では、町内会活動の拠点となる集会所の新築や修繕などに要する費用の一部を補助しています。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 コミュニティ集会施設整備事業費補助金」のページをご覧ください。なお、補助を受けようとする場合は、工事を予定している前年度の8月末までに、市民生活課へ申請手続きが必要です。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

### Q30 町内会で防犯灯を設置したいのですが、市の補助はありますか？

町内会が設置する防犯灯の費用の一部を補助しています。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 防犯灯設置事業費補助金」のページをご覧ください。なお、自動点滅器や安定器の取り換えなどの、防犯灯本体の交換を行わない修繕、既設防犯灯の移設や撤去は、補助対象となりません。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

### Q31 町内会活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、どこに相談してよいかわかりません。

そのような場合は、まずは市民生活課へお問い合わせください。関係する部署をご案内いたします。また、町内会の活動に必要と思われる主な問合せ先につきましては、「区・町内会・自治会のしおり」の「市との関わり 区・町内会・自治会に関連のある市の業務」のページをご覧ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

**Q32 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所がありますか？**

ささえ愛センター（市民活動支援センター）及び東部市民センターで印刷ができます。詳しくは「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 印刷機等の利用」のページをご覧ください。

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

**Q33 町内会活動で使う備品などを市から貸してもらえる制度がありますか？**

市では、音響機器（屋内用・屋外用）、映像機器（プロジェクター・スクリーン）、集会テント、加入啓発用のぼり旗、AEDや、グラウンド・ゴルフやカローリングなど、33種目のレクリエーションスポーツ用具の貸出を行っています。ご利用の際は直接担当課までお問い合わせください。

○音響機器、映像機器、集会テント、加入啓発用のぼり旗、AEDの貸出

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

○レクリエーションスポーツ用具の貸出

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

**Q34 町内会活動中にケガをしたり、他人の物を壊してしまったときの保険はありますか？**

市では、町内会の活動中に発生した事故を救済するための自治会活動保険に加入しています。この保険は、傷害、傷害見舞費用、賠償責任保険からなっており市で契約していますので、町内会による契約、保険料は必要ありません。詳しくは、「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 自治会活動（コミュニティ）保険」のページをご覧ください。なお、活動中、事故が起きたら速やかに各団体の代表者から市民生活課までご連絡ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

**Q35 町内会のイベントに協力してくれる団体やボランティアを紹介してもらえませんか？**

市内には、それぞれ目的を持って得意分野で活動している団体が多数あります。ご希望の団体やボランティアをお調べしますので、まずはお気軽にお問合せください。

○市民活動団体に関すること

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

○ボランティアに関すること

問い合わせ／ボランティア相談窓口（☎84-3600）（ささえ愛センター内）  
／受付日時：火～金曜日の午前9時～午後5時

**Q36 町内に住んでいる外国人に行事のチラシなどを配付するため、外国語に翻訳する方法はありますか？**

区・町内会・自治会が行う行事のチラシやお知らせなど、地域に住んでいる外国人市民に周知する必要がある文書を国際交流団体に依頼し、多言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）で翻訳します。

内容の聞き取りをした後、翻訳の依頼をします。まずはお気軽にお問合せください。

問い合わせ／レディヤン春日井（多様性社会推進課）（☎85-4401）

休館日：月曜日

**Q37 町内会活動の中で、法的な困りごとが発生した時、弁護士に相談する機会がありますか？**

市役所2階の市民相談コーナーで毎週水・金曜日と奇数月の第2日曜日の午後1時から午後4時まで弁護士による民事等に関する無料法律相談を行っています。完全予約制で1人25分間、年度内1回の制限があります。詳しくは、直接市民相談コーナーへお問い合わせください。春日井市公式LINEで予約もできます。

問い合わせ／市民相談コーナー（☎85-6620）

市公式LINE→



**Q38 町内会行事へ講師を派遣してもらう制度はありますか？**

市では、さまざまな分野における講師派遣を行っています。ご活用の際は直接担当課までお問い合わせください。

- 市職員による福祉や環境などさまざまな分野における施策、まちづくりに関する講座や、「春日井市生涯学習情報サイト」に登録のある講師による、それぞれの特技や知識などを活かした分野の講座を地域の集会施設等で開催する  
出前講座

問い合わせ／いきがい推進課（☎85-6447）

- 悪徳商法などの被害を未然に防止するための、消費生活に関する講師を派遣  
問い合わせ／市民生活課（☎85-6616）

- 防災・防犯・交通安全に関する講話を行う安全安心地域アドバイザーの派遣  
問い合わせ／市民安全課（☎85-6064）

- レクリエーションスポーツの準備の仕方や、ゲームの進め方のアドバイスをするスポーツ推進委員の派遣

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

- ストレッチ体操や高齢者の軽運動などの出張スポーツ講座

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

- 保健師や管理栄養士、歯科衛生士、企業等による食事、運動、こころ、歯の健康などに関する健康講座

問い合わせ／健康増進課（☎85-6164）

- 認知症についての正しい知識と理解を学ぶ認知症サポーター養成講座

問い合わせ／地域共生推進課（☎85-6187）

- 地域の実情を踏まえた移動手段について講師を派遣

問い合わせ／都市政策課（☎85-6051）

**Q39 ごみステーションのごみ散乱防止の対策について、町内会に対する市の補助はありますか？**

市では、ごみステーションのごみ散乱防止に有効なごみボックスや巾着状のネット及びこれらの設置にあたり必要となった側溝の蓋等の購入・製作費の一部を補助しています。令和4年度から上限額を1基あたり5千円から1万円に増額しました。

補助を受けようとする場合は、購入前に清掃事業所へ申請手続きが必要なほか、場所によっては設置できない場合がございます。

なお、防鳥用ネットは市より無償貸与しております。

問い合わせ／清掃事業所 (☎84-3211)

**Q40 町内にある空き家を集会所として活用したいのですが、市の補助はありますか？**

市では、空き家を地域貢献（集会所等として活用）のために利活用する団体に対して、改修費の補助（空き家地域貢献活用事業補助金）をしています。補助を受ける場合は工事の実施前に申請が必要となりますので、詳しくは住宅政策課へお問い合わせ下さい。

問い合わせ／住宅政策課 (☎85-6572)

## 6 自主防災組織及び安全情報について

### Q41 地域の自主防災組織とは何ですか？

地震等の大規模な災害が発生した場合、市では全力を挙げて防災活動を行います。同時多発の災害が発生した場合には十分な対応ができないことが予想されます。地域での被害防止または軽減を図るためには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を行うことが必要となります。そこで「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛と連帯意識に基づき自発的に結成した組織です。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

### Q42 自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか？

一般的には、町内会の総会や役員会で自主防災組織の設立について同意を得てから市に申請するのが通例となっています。申請には、消防救急課で用意している書類のほか、これから設立される防災組織の規約（会則）などの提出が必要です。

詳しい内容については、消防救急課へお気軽にご相談ください。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

### Q43 自主防災組織を設立した場合の防災資器材はどうすればいいですか？

自主防災組織を設立すると、市から地域の防災活動に必要な資器材の貸与を受けることができます。

基本資器材として、ハンドマイク、バール、のこぎり、スコップ、ヘルメット、担架、ロープ、強力ライト及びこれらの資器材を収納する資器材倉庫を貸与するほか、地域の実情に合わせて爪付ジャッキを貸与しています。

また選択資器材として、可搬式動力消防ポンプ、階段避難車、折りたたみ式リヤカーのうちいずれか1つを貸与しています。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

#### Q44 安全に関する情報提供はどうすれば受けられますか？

市では、安全安心情報(犯罪等)や気象等情報(気象、地震、避難情報等)、消防情報(火災等)を携帯電話やスマートフォン、パソコンなどにメール配信する「春日井市安全安心情報ネットワーク」というサービスを行っています。このサービスを受けるには情報配信登録をする必要があります。

右のQRコードを読み取り、市のホームページから登録サイトへアクセスしてください。



問い合わせ／市民安全課 (☎85-6064)

#### Q45 音声架電システムとは何ですか？

大雨や台風等による災害時又は災害の発生の恐れがある時に、市が警戒レベルを付して発令する避難情報を自動音声により区長・町内会長・自治会長の皆様に一斉に電話連絡することができるシステムです。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

#### Q46 音声架電システムによる電話連絡を受けるにはどうしたらよいですか？

年度当初に市民生活課に提出いただく「区・町内会・自治会調査書」に記載された区長・町内会長・自治会長の電話番号に電話連絡するため、電話連絡を受けるための登録や申請は必要ありません。

なお、電話連絡をする対象は、避難情報を発令する区域にお住いの区長・町内会長・自治会長の皆様になります。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

#### Q47 音声架電システムによる電話連絡を受けたらどうしたらよいですか？

各区・町内会・自治会で決められているマニュアルや連絡網等により、会員の皆様に情報を伝達していただくとともに、必要に応じて早めの避難行動を実施してください。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

令和6年度

# 町内会活動事例集

## 目次

掲載事例の目次です。( )内にはジャンルを記載しております。

・如意申町町内会（多世代交流） .....	18
・小野区（高齢者支援） .....	19
・関田区（地域交流)(負担軽減) .....	20
・南下原町内会（効率化)(負担軽減) .....	21
・春日井桃花園自治会（地域交流） .....	22
・不二ガ丘区（地域の学校と協力） .....	23
・気噴町自治会（運営改善)(地域交流) .....	24
他の市町村の町内会・自治会での取り組み .....	25

### ◆内容に関する注意事項◆

- ・代表者について、令和5年度の代表者名を掲載しています。
- ・世帯数は令和5年4月1日時点の世帯数を掲載しています。

## 如意申夏まつりの開催

如意申町町内会

区長：石黒 憲三

R5 世帯数：1,020 世帯

多世代交流



## 事業を始めるきっかけ

如意申町町内会では、8月に如意申公園で「如意申夏まつり」を開催しました。コロナで休止していましたが、4年ぶりに開催するにあたり、今までやっていたものを見直すことにしました。



## 工夫した点

いままでの「盆踊り」は、やぐらを組み立てていましたが、準備が大変なので、和太鼓を中心に盆踊りを踊る形になりました。4年ぶりに再開した今回のまつりでは、盆踊りだけではなく、バンドの生演奏や出店も実施し、内容に多様性を持たせました。

出店には、町内で野菜を作っている方や、陶芸作品や手芸品を作っている方や近隣の地ビール店に声をかけ、市場のような雰囲気で開催しました。出店のお誘いは、役員が知り合いを通じて行いました。探したり交渉したりする手間はありますが、地元で活動している人材を探すことで、いろんな人が参加することにつながると考えています。

また、キッチンカーにも来てもらい、賑わいづくりと役員の省力化を図りました。抽選会も実施し、開催の案内は町内の全戸に配付しました。

## 成果

町内の子どもたちに楽しんでもらいたいという思いで実施していますが、今回は親子連れや若い世帯にもたくさん参加してもらうことができました。

行事に多様性を持たせ、関わる人を増やすことで、たくさんの交流を生むことができることが町内会の魅力だと思います。

町内会活動は、毎年役員が変わるので、なかなか変えていくのが難しいと感じますが、早い時期から工夫して企画することで、経験を次に引き継いでいくことができるのではないかと思います。

今後も、町内会が中心となって地域を盛り上げていきたいと考えています。



## エターナルフォト撮影会

### 小野区

区長：河野 大

R5 世帯数：1,220 世帯

高齢者支援



### 事業を始めるきっかけ

区で毎年開催している片付け講座の一環で、今年度は高齢者向けに終活、エンディングノートの講座を開催しました。講座の中で遺影の事前準備についても説明があり、参加者から遺影(エターナルフォト)の撮影を区に手伝ってほしいと要望があったため企画しました。

一昔前なら遺影の撮影なんて不謹慎だと怒られるかもしれませんが、近年は終活について理解が進み、遺影を事前に準備しておくことの必要性を理解してもらえる方も増えていると思います。また、写真スタジオやヘアメイクの予約など、高齢者1人で行うにはハードルが高いことから、区が撮影の機会をすることで多くの方に喜んでもらえるのではないかと考えました。



### 工夫した点

カメラマン、ヘアメイクはプロに依頼し、打ち合わせを重ねて対応可能な人数や時間を計算しました。また、パスポートや資格証などに使用する個人写真の撮影も可能としました。

紙の回覧、区の公式 LINE で周知・募集し、公式 LINE を通じての応募は Google フォームに入力してもらうようにしました。2カ月かけて周知・募集をした結果 24 名から応募がありました(紙での応募:23 名、公式 LINE からの応募:1名)。



### 成果

プロの技術、話術のおかげで参加した皆さんも楽しく気分よく撮影ができたと思います。初めてのことなのでトラブルもあるだろうと思っていましたが、皆さんの協力で大変スムーズに実施することができました。

様々な理由で区・町内会をやめられる高齢者もいますが、終活講座や今回の撮影会など、イベントを積極的に企画することで加入のメリットにも繋がると思います。

## 公園清掃でポイントをためよう

関田区

会長：古居 隆

R5 世帯数：1,501 世帯

地域交流

負担軽減



### 取組みを始めたきっかけ

関田区では、地域美化活動に力を入れており、公園清掃や地蔵川の清掃を各町内会の持ち回りで実施していますが、活動に参加するのは主に役員が中心となるため、大変だという声が聞かれました。

また、関田区では所属している町内会独自で実施する活動が多く、町内会をまたいで交流する機会がほとんどありませんでした。

役員の負担軽減と会員同士の交流の場の創出を目的に、一般の会員の方に少しでも清掃活動に参加してもらいたいと考え、抽選会を行うこととしました。



### 取組みの内容

普段あまり参加されない会員の方に清掃活動への参加を促すために、参加することで貯めることができるポイント制度を導入しました。また、清掃活動への参加の他に、町内会会員を新規に勧誘した場合にもポイントが貯まるようにしました。一定のポイントが貯まった会員には抽選権が与えられ、翌年の総会にて景品があたる抽選会を実施します。

また、関田区内で町内会や学区が異なる会員同士が交流を図ることができるよう、自分が所属する町内会の当番回に限らず、いつでも参加できる仕組みにしました。

### 効果と今後の展望

ポイント制度を導入したこともあり、毎回、一般会員の参加者は10人程いらっしゃいました。子ども連れで参加される人もおり、普段は関わりのない違う学校の子ども同士が仲良くなり、楽しく清掃活動を行っていました。また、お父さん同士の交流も見られ、交流の幅を広げることができています。

役員の方からも、参加する人が増え、清掃活動の負担が減ったという声をいただきました。

今回は、全ての活動日に参加しないと抽選権を得ることができなかったため、来年度はポイント数に応じた景品を用意し、抽選権を拡大することで、より多くの人に参加していただく方法を考えています。



## 会長のスマホ導入・スマホ講習会

### 南下原町内会

会長：藤田 直人

R5世帯数：280世帯

効率化

負担軽減



## 取組み、イベントを始めるきっかけ

当町内会では令和4年度より、当時の町内会長を中心に「リニューアル部会」を立ち上げ、町内会の運営見直しを検討してきました。この結果、令和4年度は町内会規約、組織図のリニューアル、町内会ホームページの開設を行い、令和5年度は時代に即した運営に近づけるため、次の2つの取組みを行いました。

【スマホ導入】会長になると様々な機関に個人情報を提供することが多く、新しく会長に就任した場合、個人情報の提供に関して不安に思う方が多いと思います。会長個人の連絡先を提供することをなくし、会長を担う際の不安を解消するために、町内会長用スマホを導入することとしました。

【スマホ講習会】南下原町内会では、令和5年に町内会ホームページを開設しており、会員の方にホームページの情報を手軽に確認してもらえるよう、スマホ講習会を行うこととしました。



## 取組み、イベント内容

【スマホ導入】町内会でスマホを購入契約し、会長が所有しています。基本的に連絡手段となる電話や、メールなどを利用しています。

【スマホ講習会】携帯ショップ2社に依頼をし、今年度は一般会員を対象に2回開催しました。講習会の内容としてはスマホの基礎的な使い方や、LINEの使い方、町内会のホームページの確認方法などを行いました。高齢者の方を中心に各回10～30人ほどが参加され、地図アプリの使い方に関心を持たれる方が多くいました。

## 成果と今後の展望

【スマホ導入】今後はスマホに慣れている若い世代の方も会長を引き受けてもらえるようにしたいと考えています。

【スマホ講習会】講習会を通して皆さんがスマホから簡単に町内会の情報を得ることを身近に感じてもらえたと思います。講習会を行うことで、LINEや、町内会ホームページから簡単に町内会情報を入手したり、会長になってもスマホがスムーズに使えろといった効果が見込まれます。将来的には回覧板の電子化を行おうと考えており、役員の負担軽減につながることを期待しています。

## 文化祭とハロウィンイベント

**春日井桃花園自治会**  
会長：住田 敬子  
R5世帯数：770世帯

お店と協力

地域交流



### イベントの内容

10月に自治会主催の桃花園文化祭と地域が主催するハロウィンイベント「仮装 DE ナイト」を合同で開催しました。

文化祭では集会所での演奏会や、絵、花、パッチワークなど、自治会員の方の自慢の作品を50点ほど展示しました。

ハロウィンイベントでは、キッチンカーや、マルシェが出店し、抽選会や、ファッション大会、夜には緑道にキャンドルを並べて光をともしキャンドルナイトが行われました。



### 工夫した点

「ハロウィン」の雰囲気を出すため、ガーランド(三角形の旗を取り付けた紐)を手作りで作り、ジャム瓶を集めてキャンドルロードをつくりました。

LED電球や風船で樹々やグリーンベルトの飾りつけをしました。キャンドルロードで使用する瓶は400個集めるため、自治会ニュースや憩いの家で回収のお願いをした結果、570個回収することができました。

月に1度発行する自治会ニュースの他、チラシを地域主催の方と共同で作成し、広く周知しました。



### 成果

文化祭と、ハロウィンイベント合わせて500人以上の参加があり、団地外からイベントに参加する方もみられました。子どもから大人まで仮装を楽しみ、参加した方からは「普段大人が仮装することはないのでとても楽しかった」という声がありました。ほかにも「若者と交流できてよかった」という声もあり、幅広い世代の交流ができたと思います。コロナ禍でなかなか行えなかったイベントの開催で、にぎわいを創出させることができました。

## 学校と協力したもちつき大会

### 不二ガ丘区

会長：間瀬 和男

R5世帯数：1,132 世帯

### 地域の学校と協力



## イベントの内容

不二ガ丘区では中部大学ラグビー部の声掛けで令和4年度から12月に不二ガ丘公園でもちつき大会を合同で開催しています。大学生と区の役員や婦人会の方々が有志で集まり、準備、運営を行いました。今年度は中部大学春日丘高校のラグビー部も参加し、当日は合計60kgの餅をラグビー部の学生と地域の子もたちが一緒につきました。



## 工夫した点

もちつき大会を開催するにあたって案内チラシを回覧したり、月に1回発行している「不二ガ丘ニュース」の行事予定に掲載し、周知を図りました。

もちつき大会の準備は区と大学で役割分担をして行いました。大学は飲料やもち米を、区では臼や杵、テント、机などを準備し、テントの設置は学生が行いました。なお、臼や杵などの備品は区民の方が家で不要になったものを区に寄付していただき、利用しています。

おもちはあんこ、きなこ、磯辺餅、大根などたくさんの味を用意することで、おかわりする子どもたちが多く人気でした。

毎年、もちつき大会の開催後はラグビー部の学生が町内の清掃活動を行ってくれています。

## 成果

不二ガ丘区では普段から学校と協力する体制を作っています。区の盆踊りに春日丘高校のインターアクトクラブに協力してもらうことで多くの子どもや、外国の方にも参加してもらうことができました。

また、区の備品を中部大学で行われる文化祭に貸出をしています。

もちつき大会に昨年度は100人以上の方、今年度は200人以上の方が参加され、大変盛り上がりました。大学と協力することで大学生と子どもたちとの交流も生まれ、区の皆さんにも好評でした。今後も学校との交流を続けていきたいと考えています。



## 納涼祭・提灯山盆踊り

気噴町自治会

会長：日比野 金信

R5 世帯数：835 世帯

運営改善

地域交流



### イベントの内容

気噴町自治会では、コロナ禍においては提灯山の組み立てのみ実施していましたが、コロナも5類に移行したこともあり、町内の皆様に楽しい真夏の夕べを過ごしてもらうために、4年ぶりに納涼祭・提灯山盆踊りを8月に気噴南公園で開催しました。

キッチンカーを含めて6店の夜店を用意し、太鼓サークルに踊り前の演奏や踊り中の合い打ちを依頼して盆踊りを行いました。また、子ども会主催の写生大会も同時開催されました。



### 工夫した点

今までは三役(会長、副会長、書記)を中心に企画を行っていましたが、今回初めて、三役の負担軽減と若い世代からの意見を聞くために、組長から実行委員を選出して、繰り返し検討会を行い、前回開催から何点か改善を図りました。

《改善点》

①音響をよりいいものに	本格 PA 機材の導入
②踊りの輪を華やかに	盆踊りに参加した人に光るうちわを配布
③子どもたちの思い出に残るように	盆踊りの休憩時間での太鼓の試打 写生大会で描いた作品の秋の文化祭での出展

### 成果

盆踊りでは、本格 PA 機材により、遠くまで音が届き、音質もよくなり、参加した人から高評価をいただくことができました。また、光るうちわを配付したことで、踊りの輪が一段と華やかになり、大盛り上がりでした。子どもたちは太鼓の試打や写生大会への参加で、途絶えることなく楽しんでもらえました。なお、写生大会で描いた作品が出展された秋の文化祭も、いつも以上に賑わっていました。



当日の様子はケーブルテレビで後日放映され、多くの方々に知っていただくことができよかったです。

## 他の市町村の町内会・自治会での取り組み

春日井市以外の町内会で実施している工夫した取り組みをご紹介します！活動のヒントがあるかも。



©Kasugai City 2008  
昔のまち春日井「道風くん」

### 負担軽減・活性化

#### 「まつりの会」の結成

町内会のお祭りを手伝いたい若手有志で構成された「まつりの会」を、町内会とは別に結成した。お祭りでは夜店を出店し、賑わいを創出している。メンバーの中から、次の町内会の役員になる会員もいる。

### 負担軽減

#### 総務係の設置

町内会の様々な業務を手伝う役職として、役員以外に総務係を設置した。比較的若い世代の人が担い、パソコンを使用した事務作業など、会長や役員が苦手とする分野をサポートしている。

### 負担軽減

#### 自治会長の負担を軽減 「会長見習い制度」

会長を2年任期の2名体制とし、1年目は見習い会長として活動してもらう制度を導入。見習い会長は会議や行事への参加強制はなく、気軽に会長の役割を学んだり、自治会メンバーとの関係を築くことができる。

### 負担軽減・活性化

#### 女性のボランティア 組織の発足

「無理をしないで時間の空いている時に」という活動理念のもと、町内に在住・在勤する女性で組織し、行事のサポートをしている。夏祭りの運営補助や、敬老の日に高齢者に手作りプレゼントを渡す活動をしている。

## 防災イベント

### 防災訓練に レクリエーションを

防災訓練の参加者を増やし、住民同士の繋がりを深めるため、防災訓練の際に、防災に関するクイズ大会や、子ども向けの防災紙芝居、防災グッズなどが当たるくじ引きを実施した。

## 環境美化

### ごみステーションの メッセージボード作成

ごみステーションに乱雑にごみが置かれているため、町内会で「ごみは夜出さずに朝出しましょう」などのメッセージを作成し、ラミネートして設置して、ごみ出しのルールを知らせている。

## 安全なまちづくり

### 毎朝の水やりで 登下校の見守りを

子どもたちが安心して登校できるようにするため、決まった時間に家の水やりをすることを町内会で推奨し、毎朝、登校時の見守りを習慣化した。賛同いただいた世帯には、町内会で購入した鉢植えを配布している。

## 安全なまちづくり

### 学生を巻き込む ワークショップ

町内会と地元の小中学校、大学、市民団体等が連携し、「防犯」をテーマに安心して暮らせるまちづくりのワークショップを実施した。また、学校からの防犯情報メールの配信や、町内の掲示板に掲示を行っている。

## 負担軽減、加入率向上

### デジタル町内会

SNSで町内会のアカウントを作成し、回覧板や、役員とのやり取りなど、すべてのやり取りの電子化を行った。町内会活動の負担を軽減することで参加しやすい町内会を実現し、加入率向上につながった。

## 交流促進

### まちの寺子屋

町内会の有志が主催し、高齢者世代、子育て世代の世代間交流を実現する講義を実施した。高齢者の健康増進の動機付けや、サポートが必要な子育て世代の情報共有・精神的な支援をすることができる。



## 町内会活動Q&A・活動事例集

発行年月 令和6年5月

編集・発行 春日井市区長町内会長連合会  
(事務局 春日井市市民生活課内)

春日井市鳥居松町5-44

電話 (0568)85-6617